

JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる
情報公開指針（仮称）作成に関するコンサルテーション会合
（第 6 回会合）
2017 年 7 月 10 日（月）
（15:30～17:00）
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】 これより、国際協力銀行および日本貿易保険の原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針作成に関します、第 6 回のコンサルテーション会合を開催させていただきます。本日はお忙しい中、また、お暑い中御足労いただきまして誠にありがとうございます。これまで司会を務めておりました山田の異動に伴いまして、今回 JBIC の経営企画部長に着任いたしました橋山でございます。私が司会を今回より務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、今回は前回に引き続きまして、個別論点に関する議論ということで、お手元に配布させていただいていると思います論点整理の表に沿って、論点を議論させていただければと思います。

なお、この会合の議事録は、透明性確保の観点から後日公開をさせていただきます。一方、御出席いただいている皆さまのプライバシーを確保する観点から、映像や写真の撮影は控えていただければと存じます。録音は構いませんけれども、音声自体の公開は控えていただければと存じます。また、御発言の際は挙手をいただきまして、所属とお名前を述べた上で御発言いただければと思います。ただし、匿名を御希望される場合には匿名で御発言いただいて構いません。また、議事録だけ匿名を希望される場合は、その旨付言していただければ議事録は匿名で公開をさせていただく予定であります。

自由闊達な議論を確保する観点から、皆さまにおかれましてはこの点をお守りいただければと存じます。進め方について、補足等があれば JBIC・NEXI から願ひします。

【国際協力銀行 大矢】 国際協力銀行の大矢でございます。本日は皆さん、よろしくお願ひいたします。前回説明しましたけれども、お手元に論点整理の表があります。これに沿って議論を行います。表の作り方については、NGO の皆さんからいただいた提言書を左側にまとめていて、その右横に産業界からいただいた提言というのを書き込んで、一番右側に JBIC・NEXI の考え方を付記しております。前回の第 5 回コンサル会合において項番 5 まで議論しておりますので、本日は項番 6 から始めて、可能であれば項番 10 まで進められればという風に考えています。JBIC・NEXI の考え方については、項番 10 まで準備をして付記させていただいております。

個別の項番ごとの進め方については、前回同様、この論点整理表に基づいて、まず NGO

の方、それから産業界、最後に JBIC・NEXI という順番で簡潔に考え方をそれぞれ説明し、その上で議論という形で進められればという風に思っております。よろしく申し上げます。補足は以上です。

【司会】 それでは、資料を事前にアップさせていただいておりますので、各自御説明は簡潔にお願いしたいと思います。本日は、項番 10 までということでございまして、全体としましては、午後 5 時までの 1 時間半を基本として予定しておりますけれども、2 時間ルールで状況を見て最大 5 時半まで延長の可能性がございますので、あらかじめ申し上げさせていただきます。

それでは早速でございますけれども、項番 6 からということでございまして、NGO の方よりお願いできればと思っておりますがいかがでしょうか。

【FoE Japan 満田】 はい、ありがとうございます。FoE Japan の満田と申します。6 に関して、私たちとしては、安全確保に関する配慮の確認に関しては、少なくとも日本の規制基準と同等の基準を求めるべきであるという風に考えております。私たちといたしましては、このコンサルテーション会合で、内閣府の方が内閣府の要綱に従って、国の安全配慮等確認に関して御説明なされましたが、大変表面的であり、実質的な安全配慮確認になっていないという風に考えております。冒頭の議論で申し上げましたとおり、そしてそれについては合意していただいたとおり、福島原発事故を繰り返さないという原則に立つ以上、条約に加盟したか否か、あるいは内閣府の要綱に書いてあるようなイエス・ノー形式のチェック方式では、プロジェクトの特性に沿った安全配慮確認というのはできないという風に考えております。

また JBIC・NEXI は、他の原発以外の、火力でも水力でもプラント事業でも、実質的な安全配慮確認をなされているはずですが、その際、相手国の基準を参照するとともに、相手国と国際基準、あるいは日本国内の基準とのギャップというものをしているはずですが、ですから、原子力だけ例外扱いにするというのは、私たちとしては到底納得できるものではありません。

日本では原発事故を受けて、いわゆる新規規制基準が策定されたわけですが、私たちはこれについて十分だとは考えておらず、原子力規制委員会、規制庁に対して、制定プロセスから内容に至るまで、様々な提言を行ってきました。原子力防災や住民の避難計画の基準が無い等の欠陥もございます。ですから、そういったものを付け加えるにしろ、最低限日本の規制基準をクリアしていることを条件とすべきだと考えています。

具体的には、当該国の原子力規制当局の審査基準が新規規制基準と同等のレベルを有しているか、審査が公開で行われているか、住民への説明や意見聴取が十分行われているか、内容・運用についても見た上で、当該国での審査が不十分だと判断される場合は、新規規制基準の適合性審査に相当するような審査を日本側で実施する必要があるという風に考えて

おります。以上です。

【司会】 はい。ありがとうございました。それでは、産業界の方からお願いできればと思います。どうぞ。

【日本電機工業会 笹子】 日本電機工業会の笹子と申します。よろしくお願ひいたします。産業界としましては安全配慮等確認については、『原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱』の定めにより、JBIC・NEXIの求めに応じ、内閣府が実施するものと認識しております。

また、プロジェクトごとの安全に関わる審査は、輸出相手国の規制機関が、当該国の法令と国際標準に従って、安全評価・審査を実施するものであり、その審査が妥当に行われることを確認するのが安全配慮等確認であると理解しております。相手国主権に配慮しつつ、現有の規制資源を活用し、国際的な安全水準が確保されるかについて、適用される技術基準、品質保証等の枠組みが確認されることとなっています。具体的な安全審査は相手国が自国の状況を鑑みて実施し、それが国際基準に照らして実施されているか、枠組みを相手国主権に配慮しつつ確認するという方法は合理性があると我々としては考えております。以上です。

【司会】 はい。ありがとうございました。それでは、JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。国際協力銀行の大矢でございます。我々の立場は右側に書いてあるとおりでございます。安全確保に関する配慮の確認に関しては、少なくとも日本の規制基準と同等の基準を求めるべきという論点ですが、我々としては安全配慮等確認については、『原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱』に基づいて我が国政府が実施することとなっており、我々が行うものではなく、情報公開指針に記載するものではないという風に考えております。

産業界の方も触れられましたけれども、そういう意味では政府の役割ということで、我が国政府がすべき話になるかも知れませんが、原子力施設の安全確保については、当該施設の立地する国が責任を有するべきというのが国際的に確立した考え方であって、我が国政府による安全配慮等確認はこの原則に従って、輸出相手国政府における安全確保等のための条約の加入状況だとか、あるいは制度整備状況等にかかる事実関係を確認するものという風に理解しております。

福島事故の教訓ということについては、これも以前に内閣府の方から御説明があったところでございますけれども、事故後において、外部電源喪失のときに代替電源の確保だとか、あるいは複数基立地したサイトでの考え方、こういった点がIAEAの基準において改善されていて、それを受けるような形で立地国において安全確認等がされていくという風

に理解をしております。以上でございます。

【司会】 それでは、この件につきましての御質問や御意見がありましたら挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

【大磯エネシフト 岡部】 はい。皆さまありがとうございます。大磯エネシフトの岡部です。私は福島出身です。その立場から今の発言に対して御意見申し上げます。今の話ですと、相手国が、政府が、という風な、責任はそちらにあるという風にも取れるような発言でしたが、万が一にでも事故が起きた場合は、国を超え、時代を超え、今生きている世代では負いきれないほどの被害を与える。そういったことを考えたときに、また今社会行政が大きく揺らいで、我が国の政府が今どのようなことになっているか、皆さんもよく御存知のはずです。信頼に足るのか、国民がそのことに疑念を持っている。そしてまた、世界からも疑念の目を向けられている、そういう状態になっております。このような中、政府が、また、相手国が、それだけでいいんでしょうか。福島で起きたことをどこに学んだという風に言えるんでしょうか。何一つ学んでいないとしか思えません。

今の福島の現状を思うとき非常に怒りを覚えますし、また企業の方に申し上げたい。東芝があのようなことになったのも、皆さんどうお考えなんでしょうか。国の政策とあって付き従って、今どんなことになっているんでしょうか。幹部の方は、それは責任をとって辞めるなりするかもしれませんが、社員はリストラされる社員も大勢いるでしょう。そういう人たちはどう思うんでしょうか。特に、東芝は原発だけじゃなくて他の部門もたくさんありました。私も家電はとても優秀なので買っていました。でも、原発を続ける限りやはり買えないと思って買わなくなりました。素晴らしい部署がたくさんあった企業が崩壊しかけています。

こういったことが今目の前で起きているのに、政府が、相手国が、そんなことでいいのか。ここにいる皆さん一人一人、本当に考えていただきたい。私たち、生きてる間に何一つ責任負えないんですよ。未来の世代に。そのことをもう一度肝に銘じて、そしてしっかり考えていただきたい。持ち帰っていただきたい。CSR が大事だといって、今原発や石炭に投資する会社は株主からおそらく見放されることになると、そういう風な社会の情勢もあります。核不拡散といった、こういったことでほとんどの国が反対している。こういった中で、日本がなぜ今原発を輸出しなければならないんでしょうか。原発事故を起こしたのは日本ですよ。汚染水を垂れ流しているのも日本。世界中に今も被害をまき散らかしているんですよ。この責任を私たちは負えないんですよ。そのことをよく考えていただきたい。

福島の声として伝えさせていただきます。子どもたちの甲状腺癌、人数にいろいろ開きがありますけれども、1,000 人を超えたという話もあります。こういった被害が次の世代までも続くかもしれない。それを思うとき、今国民から不信の目を向けられている政府に

委ねていいのか。本当に考えていただきたい。よろしく願いいたします。

【司会】 御意見ありがとうございました。その他、御意見、御質問の方いらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

【NGO 阪上】 NGOの阪上と言います。ちょっと全体の位置付けというか、この会が始まったとき、私たちとしてはこういう環境配慮に関するガイドライン作成に当たっては、情報公開の分野に限らずに、実態として安全上の問題を含めた形での指針を作成してほしいというのを当初から言っていたんですけども、ただ、このペーパー全体として情報公開指針の作成というのはもう前提になっていて、この安全配慮を誰がどうするかについては、先ほどNGOの方から話があったようにちょっと何か宙に浮いてしまっている気がして、そこを非常に危惧しています。

少なくとも日本の規制基準と同等の基準を求めるべきという考え方については、産業界の方はちょっとその点については全く触れられなかったと思うんですけども、JBIC・NEXIさんの方からは、内閣府の安全配慮の要綱が定められていて国が福島原発事故を配慮した形でやるだろうと聞いているというようなお話があったと思います。ただ、私たちも規制委員会とか規制庁の方とお話をしても、そもそもその規制委員会、規制庁がこの安全確認の作業を断った段階で、実態として能力を持って安全の中身に踏み込んだ形で検討できる所が無くなってしまったと思っていまして、そういう意味では内閣府がということですけども、失礼ですけどとてもその方たちに任せられるような、そもそもそういう機関ではない、という風に思っています。

一方で、実際には多分融資をするときには、安全上の問題、どこまで安全なのかっていうのは、実際に事業計画が本当に成功するのかどうかってところと非常に関係してしますので、いろいろ考えて御判断されると思うんですけども、ただ、その指針の上では、どこも何も見なくていいってというような、実態としてはなってしまうのではないかっていうのを非常に危惧します。

先ほど東芝のこと話された方いらっしゃいますけども、東芝にしる、あるいはそれ以外でも、AP1000とかEPRとか、日本の原発よりもプラスアルファしてさまざま安全装置を追加しましたってというような原子炉が。ところがあちこちで建設費が高騰して、非常に事業として成り立つかどうかってというのは、非常に危うい様な状況ってというのは一方で出てきていて。そうなってくると、安全装置を省略してでも、とにかく事業を成立させるほうに走るのではないかっていうところも危惧されている状況で、そんな中で、どこまで安全配慮、実態として行うのかどうかってというのは、安全を最優先するっていう立場で誰かが非常に厳しい目で中身をチェックしないと、とても福島原発事故を踏まえてっていう中身が担保されないんじゃないかっていうのは、そこは非常に危惧しています。そこはどうされるつもりなのかってというのが。またこれとは別に、安全配慮についてまた別個指針を作る

っていうのであれば、また話はアレなんですけど。そうでないという様な今全体としての枠組みになってますので、そこはどうなんでしょうか。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 ありがとうございます。阪上さんに御指摘いただいた点についてですけれども、位置付けのところですね。第1回るときからより広く、安全の話もしたいとおっしゃられていたことは我々としても認識しております。我々としては、NGOの皆さんからいただいた論点自身は非常に広い、むしろ情報以外の部分が多いくらいなんですけれども、それに基づいた形で議論というのはしていく。つまり、御発言を何かシャットダウンするとかそういうことはしたくない。ただ、他方、我々の中では、今回作ろうと思ったのは、当初においても、また現在においても、情報についてその指針というのを作るべきだし、作ろうとしていると、そういう認識であります。

そういう中御懸念されている、安全をじゃあ誰も見ないんじゃないかというところは、我々としては、その部分は役割分担、日本の政府が安全配慮等確認というのをを行うということ。これも再三申し上げさせていただいておりますけれども、それというのは、原子力関係閣僚会議で政府の方で決めたもので、それについての論評というのは、これまでも今後もする立場ではないという風に思っております。

一点、若干、則を超えるかもしれませんが、補足的に申し上げますと、確かに原子力に関する安全の意識がより高まり、これは福島の影響でもあると思うんですけれども、安全基準の高まりに応じるような形で建設費が高騰していると。我々JBICは、またNEXIもそうですけれども、パイアブルじゃないプロジェクトというのは、融資というのはしないつもりであります。当然、内閣府のほうでもIAEAが求めるような形で、各国の、規制機関でも、あるいは規制体系でもちゃんとしているかというのを調べる。そういう意味では、安全というのを求めるが故に、原子力プロジェクトというものが昔に比べたらやりにくくなっているというのはあるのかもしれない。これは、私の個人の感想も入っておりますけれども、それをどう評価するかというのはあると思います。現実には、より安全な方向に、プロジェクトがやりにくくなっているというのもあるのかなという風に思いますけれども、これ、ちょっと個人の感想でございます。

原則論に戻りますと、我々は安全というの見ない、それは政府が見るという役割分担で、我々は情報公開指針について、皆さんのお知恵や時間を借りながら、いいものを作っていきたいという風に思っております。

【司会】 その他補足はございますか。はい、どうぞ。

【FoE Japan 満田】 はい。繰り返しになって申し訳ありません。当初、確かに、JBIC・

NEXI さんは情報公開指針ということでコンサルテーション会合を開始されたわけなんです、私どもが、いや、スコープが重要で、実質的な安全配慮等確認を含めるべきだという風に冒頭主張したところ、それについて受け止めて、内閣府による安全配慮等確認に関する説明というのを2回目か3回目で行ったという風に考えています。

それを踏まえてなんです、私たちとしては、条約の加入意思やIAEAのIRRSの受入だけでは実際には安全が担保されないし、プロジェクトごとの特性が見られていない。そして内閣府というものがそういったものを審査する体制ではないし、中立的でもないという風にいくつかポイントを指摘しています。JBIC・NEXIさんとしては、内閣府の我々のこの指摘に対してはどうお答えなんですか。未だ答えを聞いていないと思いますが、内閣府の確認は十分だとお考えなんですか。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。二つお答えします。一つは経緯論でございますけれども、このコンサル会合で何を話すのかという話ですが、我々としてはこれは情報公開指針を作成するための場だと思っております。ただ、広く意見交換をしたいというお話があって、特に内閣府の安全配慮等確認、この有り様については、ぜひ内閣府を一度招いてそういうセッションを設けたいというお話が第1回にありましたので、そのお話をいただいて、すぐ我々から内閣府の方をお願いをした。内閣府の方もそれに応ずる義務があったわけではないんですけど、御厚意でここまで来ていただいて、非常に詳細な御説明、それから詳細なやり取りをしていただいたということでございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、論点についてもNGOの皆さん、これ力作だと思いますけれども、お作りいただいた提言にあわせて議論をしてきました。また、議論として、情報公開を鏗一文でも超えた場合には、何かそういう発言をしてくれるなということも言ってきた。ただ、このコンサル会合自身は情報公開の指針のためのものだという風に認識をしておりますし、そういう意味で、第1回会合において、我々として何か情報公開指針を超えるものを作るというのをコミットしたということもないということでございます。それが一つ目です。

それから二つ目なんですけれども、内閣府の安全配慮等確認に関する評価なんです、これ自身はまさに内閣府にお越し頂いた第3回の会合で非常に詳細にこの場で議論というのも皆さんにもしていただいた。また我々政府の実施機関で、政府の安全配慮等確認自身は政府が策定をしたものですので、その中でこの部分が足りないだとか、あるいはこの部分が過剰でやりすぎだとか、そういうことを我々として云々するような立場ではないという風に思っております。

【FoE Japan 満田】 いや、だから政府が・・・

【NGO 阪上】 それは違うと思います。

【司会】 まず挙手をお願いします。どうぞ。

【FoE Japan 満田】 はい。失礼いたしました。いえ、ですから私たちとして申し上げているのは、政府が決めたから JBIC・NEXI としては何か言う立場にないというのは違うんじゃないんですかね。

JBIC・NEXI は確かに政府系の機関ではございますが、政府が確認すると言っていて、それが足りなければ政府に十分なものを作らせる、もしくは自分たちで確認するという義務を負うんじゃないんですか。政府が作った、我々から見るとザルのような安全配慮確認で JBIC・NEXI はそのまま通してしまって、万が一相手国で事故が起こったり不慮の事態が起こったりしたら、それは JBIC・NEXI だって責任を負うんじゃないんですか。

それから相手国が一義的には、と先ほど御説明があったような気がしますが、繰り返しになりますが、他の案件でももちろん相手国の法制度にのっとして確認するわけなんです、JBIC・NEXI だってそれに加えて見ているわけですよ。なぜ原発だけ例外扱いなんでしょう。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。一つ目の点については、立場の違いになるかも知れませんが、私はあまり繰り返しません、我々としては、そこは役割分担のもとに動いておりますので、原子力に関する安全配慮等確認は政府が行うということで、そのもとで我々としては行動していくという風に思っております。

それから他の案件でということも、これは前回の会合でも申し上げましたけれども、情報公開も若干絡みますけれども、住民移転があると、そういう風な場合には、原子力においても環境ガイドラインに基づいて我々として見ていくということでございます。そうじゃない放射能、原子力固有の安全については政府が見ていくということで我々考えております。

それから、相手国の主権のところについては我が国も加盟しています原子力安全条約において、立地国の原子力における主権、これは尊重すべきと書かれておりますので、当然それに基づきながらやっていくわけでございますけれども、原子力安全条約に基づいてちゃんとやっているかどうかという点については、内閣府の要綱においても確認対象に入っているという風に理解しております。これは内閣府の確認する部分なので私が評価をするものではないのですけれども、そういう風に内閣府の要綱の確認の中にあるという風に理解しております。

【司会】 はい、御意見のある方。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 株式会社 K&C プロジェクトサポートの川井と申します。安全配慮確認についていろんな議論がされていますけど、基本的に輸出国の責任としても、当該国の市民のやはり要望と言いますか、ユーザーとしても、そのプラントを、輸出されるものが安全なものであるかっていうのは最大の関心であると思います。で、もし情報公開という視点からのみ見ても、輸出されるべき設備が果たしてどこまで安全なものであるか、それをやはり知る権利が、知らせなくてはいけない。

そして、たびたび政府の安全配慮等確認の話がありますけども、例えばここで産業界の皆さんの回答見ますと、その国の法令に従う、安全評価審査もその国が行う、その審査が妥当に行われていることを確認するのが安全配慮等確認であると書かれてますけど、これ実態とは大きくかけ離れてますね。JBIC・NEXI さんもリファアされてますけど、平成 27 年 10 月 6 日の安全配慮等確認実施の要領と言うんですか、非常に薄いドキュメントなんで簡単に見れる。これ確かに前回内閣府からも御説明が若干あったと思うんですけども。ここで安全配慮等確認に関する調査票を埋めなさいという指示なんです。この調査票見ると、たかだか 5 ページぐらいのほとんどイエス・ノーの答え。実質作業 10 分か 15 分あればできちゃうような作業なんですけども。作業量としてはですね。今問題となっているそのプラントの規制基準の問題、果たして安全であるかどうかの判断に一つなると思うんですけども。それに関する調査票はたった 2 項目しかないんですね。一つ、原子力安全に関する規制法体系が存在するか否か、イエス、オア、ノー。これが一つ。もう一つが、原子炉の立地、設計、建設、運転に関する規制基準が存在するか、イエス、オア、ノー。たったこんだけなんです。これが果たして、先ほど産業界の皆さんが言われるような、審査が妥当に行われることを確認できるかどうか、この二つのイエス、オア、ノーで。まずそこに大きな疑問を持たざるを得ないと思います。

NGO 側が、日本の規制基準に少なくともそれは遵守すべきだというのは、日本の規制基準でさえ今世界の水準から言えばかなり遅れていると言われてますね。ヨーロッパの標準の、今アレバが建設中ですか、フランスとかフィンランドで。これの EPR 型というのは、既に格納容器が二重になっていますしコアキャッチャーも付いてる。日本の、残念ながら原発とは大きく、まだ、いかに遅れてるか。その日本の規制基準さえ最低限として守れないようであれば、やっぱり当該国の市民として、日本側の、輸出国側の責任ある国民として責任を持てるのかどうか。そこに非常に疑問を持たざるを得ないと思いますので、基本的にこの安全配慮等確認に関しては見直していただきたいと思っております。

【司会】 ありがとうございます。それでは、先ほど挙手をされていらっしゃいました、はい、お願いいたします。

【原子力資料情報室 松久保】 原子力資料情報室の松久保と申します。ちょっと今日遅刻してしまいましたので、もしかしたらもう議論があったかもしれないんですけど、何点か確認いただきたいなと思ってるのがありまして発言させていただきます。

IAEAの安全基準の中に、一般的な安全要件というものがあるんですけども、その中の要求事項の4番目は規制機関の独立性のというところになります。今回、JBIC・NEXIさんの考えとして提示されてる6点目の、先ほど川井さんも御指摘されていましたが、原子力安全配慮等確認実施に関する要綱の中で指摘されてる原子力安全条約というもの、特に規制機関の独立性なんていうのをすごく担保するような要求事項はありませんでした。日本の原子力規制委員会、事故前は原子力規制委員会ではありませんでしたが、規制の虜という指摘をされておりましたように、やはり規制が緩かった状況になったわけですね。で、独立性が問題視されたので、原子力規制委員会というのを新しく作ったわけですね。我々、特に懸念しているのは、規制の虜になっているような相手側の規制当局がちゃんと情報公開してくれるのか、相手側の住民にちゃんと情報公開できるのか、とても懸念しているわけです。

例えば、日本の震災前は、避難指示区域5キロ、今は30キロに拡大していますよね。そういう風に規制基準自体を、規制の虜になっている結果として緩くなっているのではないかな。そういう点は、本当にJBIC・NEXIさんが輸出されるときに、そこちゃんと考えないでいいのかというの、我々すごく懸念しているんですね。なので、ぜひともちゃんとその辺りを、輸出する我々納税者のお金を使う側の責任として、ちゃんと確認していくべきなんじゃないかなという風に考えております。以上になります。

【司会】 ありがとうございます。どうぞ。

【NGO 阪上】 NGOの阪上と言います。先ほどお答えいただいたんですけども、一つやっぱり内閣府による安全配慮等の確認について、役割分担とかあるいは、政府の言うことに対してJBIC・NEXI側から何か物が言えないというような御回答だったんですけども。ちょっとやっぱりこれは虚構だと思います。実際、途中の方も言われたように、規制委員会、規制庁ではなくて内閣府がやりますと言った段階で、規制の立場からのチェックっていうのが、事実上やりませんよという政府側の表明ではないかなという風に思いました。実際、チェックをかけるのは、中身というよりはそういう基準があるかどうかというようなレベルでして、そういう意味では答えが最初から出ちゃってるんですね。實際上。でも、本当に具体的な安全装置が付いているかどうかとか。それは、例えば先ほどヨーロッパ型の炉については、コアキャッチャーとか二重の格納容器とかいろいろ付いてますってことかもしれないですけども。ただ、一方さっきも言ったように、非常に今、輸出をして、それで事業として成立させる。そのリスクが非常に大きくなってるというのが、東芝の例を引か

なくても実態としてあると思うんです。そんな中で、やっぱり実際の事業者としてはなるべく安全装置は外したいっていう方向で、当然そういう動きが出てくると思うんですよ。

そんな中でその見極めっていうのは誰かがやらないと。しかも JBIC・NEXI さんの方で実際融資の判断をされるわけですので。そこはだから、私たちは知りません、政府にお任せですっていうわけにはいかないと思うんですね。実際今、政府が規制庁、規制委員会が規制の立場で確認をしますって言うてるわけではないです。だから、そういうレベルでのチェックがかからないっていうのはもう分かってるわけですよ、今の段階で。その段階で、役割分担です、私たちは知りませんって言うてもそれは逃げられないですよ。実際、皆さんでやることになるので。そこでじゃあどうという観点で、どう判断基準をもって、安全配慮っていうのを確認するのかっていうのは、それは白紙にすべきではないですね。今白紙状態です、そういう意味では。何も無いっていう状態ですので。それは皆さんにとっても良くないと思います。

だから、何か判断をしたときに、やっぱりこの判断基準をもって判断しました、安全配慮の観点から言うと、今回の融資は難しいです、ちゃんと指針を作っとけば理由付けができると思うんですね。それを作らないで、内閣府はハイどうぞとかしか言わないわけですので、すごく実態は見ないわけですので。そういったときに、本当にこれ大丈夫なのかっていう、非常に難しい判断を皆さんがされたところで、判断基準がないので何か問題が起きたときに責任だけ負わされるってことに皆さんになってしまうっていうことだと思います。そういう意味では、実態に即して、どうという観点で、どうという視点で、この安全配慮について確認をするのかっていうのは、JBIC・NEXI さんとしてもやっぱりやらざるを得ないわけですので、そこはきちんと整備をされた方がいいと思います。

【司会】 御意見ありがとうございました。その他、この項番についてはよろしゅうございますでしょうか。それではどうぞ。

【戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション 山口】 原発輸出に反対するネットワークの山口と言いますが、前の方と話は似てくると思うんですけど、先ほどから聞いてみると、役割分担で国にお願いするんだということを言われてますけども、何人が指摘されてますように、普通考えれば最も専門性を有するのは原子力規制庁なんですけども、これ何て言ってるか。海外案件についてはやらないとハッキリしてるわけです。対象じゃない。となると、先ほどから話題になっている内閣府っていうところの実態って何なんですかってことになるわけですよ。書類上も審査みたいな形で実体が伴わないものになってくるという、こういう非常に危ない形にならざるを得ないわけですね。そのところを私たちとしてどうしても指摘せざるを得ないという風に思ってます。以上です。

【司会】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、次の項番 7 に行かせ

ていただきます。まず NGO からの御意見よろしくお願いいたします。

【FoE Japan 満田】 7 番でしょうか。

【司会】 項番の 7 番です。

【FoE Japan 満田】 今出た一連の意見に関するお答えというのは、いつかいただけるという理解でしょうか。

【司会】 御質問というようなところが、私の方で御意見という風にさせていただいたところがあるんですけども、御質問という明らかな御意思があるものにつきまして、恐縮ですが、もう一度おっしゃっていただければ御質問という形で続けさせていただきます。

【FoE Japan 満田】 はい。じゃあ今出たのは意見として考慮するみたいな、そんな感じですか。扱いとして。

【司会】 JBIC・NEXI いかがですか。

【国際協力銀行 大矢】 今お話しいただいた点、これは当然議事録にも残りますし、御意見いただいたということです。先ほど私がお答えするときに、ちょっと立場の違いでこれ以上繰り返しませんと言いながら発言したんですけども、我々は、安全配慮等確認は政府の役割だという立場に立っておりますので、御意見としては当然賜ったわけですけども、何かそれに対して再度我々の意見なり回答ということでもないのかなという風に思っております。

【FoE Japan 満田】 はい。とは言え、御考慮いただければ幸いです。

7 番、放射性廃棄物の管理・処分ということなんですが。私どもとしては、放射性廃棄物の管理・処分方法の確認に関しては、条約の加盟状況のみならず、使用済み核燃料等の放射性廃棄物の管理・処分計画の内容と実効性、住民との協議の在り方を確認すべきだということで提言をさせていただいております。

趣旨としては、日本でも放射性廃棄物の管理・処分については、具体的な計画がないまま原発が推進されてきた結果、とりわけ高レベル放射性廃棄物の処分地も決まらないまま再処理工場や中間貯蔵施設に貯蔵されているという、大変危険な状況にあります。

また、使用済み燃料の多くも、原子力発電所内で貯蔵が続けられております。放射性廃棄物の問題は原発には必ず伴うため、どういう管理・処分の具体的な計画がどうなっているかということは確認すべきだと考えております。

また、その放射性廃棄物は住民にとって重大な不利益をもたらす可能性があることから、事前に放射性廃棄物の管理・処分計画の策定・実施について、情報公開の上、住民と十分な意見交換があることを確認すべきだと考えております。

なお、IFC のパフォーマンススタンダード等でステークホルダー分析とか情報公開とかコンサルテーションとか、住民にとって重大な不利益をもたらす可能性のある計画については、Informed Consultation and Participation のプロセスを実施することが記載されている等、IFC のパフォーマンススタンダードにおいても書いてあります。

米輸出入銀行は、IAEA のガイドラインに即した放射性物質の運搬、施設の建設、運営を求めています。また、貯蔵施設サイト内、もしくはサイト近辺に放射線のレベルを測定するモニタリング施設の設置を求めています。以上です。

【司会】 ありがとうございます。それでは、産業界の方、御意見ございましたらお願いいたします。

【日本電機工業会 笹子】 日本電機工業会の笹子と申します。産業界といたしましては、原子力発電所の建設における使用済み燃料、放射性物質の管理に当たっては、使用済み燃料管理および放射性廃棄物管理の安全に関する条約への加入状況の確認を、安全配慮等確認の手続で実施されるものと理解しております。最終的な使用済み燃料および放射性廃棄物を管理・処分する方法は、当該国政府が決定する政策のため、相手国の主権への配慮も必要であり、関連する情報を適切に住民に開示する用意があることを確認することが妥当と考えております。以上です。

【司会】 ありがとうございます。それでは JBIC・NEXI よりお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。国際協力銀行の大矢です。安全配慮等確認については、繰り返しですけれども、政府のほうで要綱が定められていて、これに基づいて国が実施することとなっており、使用済み燃料管理および放射性廃棄物管理の安全に関する条約への加入状況の確認、関連する国内制度の整備、加入していない場合に実質的に同条約の内容を履行しているか等につき、政府が確認することとなっていると理解しております。

また、放射性廃棄物の管理処分方法に関する情報については、ホスト国の法規制等に沿って、プロジェクト実施主体等によって作成・公開・協議が行われるものと理解しております。

JBIC・NEXI は放射性廃棄物の管理・処分方法に関する情報が適切に住民に対して公表され、住民参加等が適切に実施されるかを確認することを検討したいという風に思っております。以上です。

【司会】 その他、JBIC・NEXI としての補足がありますか。よろしいですか。それでは、まず項番 7 につきまして御意見を頂戴できればと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 ここでも JBIC・NEXI さんは安全配慮等確認をリファアされてますけど、またちょっと現物を見ながらで恐縮ですけども、この使用済み燃料及び放射性廃棄物に関するこの安全配慮等確認におけるチェックというの、これもたった 2 項目なんですね。それも一つが、放射性廃棄物安全条約に加入している場合いつ加入したか、関連する国内制度を整備しているか、イエス、オア、ノー。それから、もう一つが、放射性廃棄物安全条約に加入していない場合、実質的に同条約の内容を履行しているか。これもイエス・ノーだけ。こんな単純な二つのイエス・ノーだけで何が確認できるのか、まず非常に疑問だし、このことによって放射性廃棄物の処理が確実に、保管にしる、あるいは第三国に持っていくにしる、どこか分かりませんが、あるいは再処理されてしまう可能性、あるいは軍事的な転用をどうやって防ぐか。むしろ、IAEA の保障、一つの問題ですけれども、その辺のことをどうやって安全の計画のみならず、実際の確信を持って行えるのか、何が担保されてるのか、その辺のことが一切入らない。

情報公開の視点からも、プロジェクト実施主体等によって、作成・公開・協議が行われるものと理解という風に JBIC・NEXI さん書かれてますけども、理解するという、一方的に善意解釈をしている。相手国の実態等に関わる、非常にあまりにもちょっと善意、人が良すぎるんじゃないかという疑問があります。ここは、ちょっと何を理解、何を期待してるか、お聞きしたいと思います。

それから JBIC・NEXI さんの最後に、今後の問題ですか、実施されるか、情報公開ですね、これも。住民参加等が適切に実施されてるか確認することを検討するとありますけども、これまだ非常に生煮えの原稿ですので、今後もう少しこれはアップデートされて、実際具体的にどのように検討するのか。そして、また検討のアイテムとクライテリア、その合否の基準等々、当然そこまで書かれなければならないと思いますので、まだ生煮えの非常に中間的な原稿と理解してよろしいかどうかですね、これちょっとお聞きしたいと思います。

【司会】 それでは、御質問という風な内容でございますが、JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。二つのうち一つ目は、政府の安全配慮等確認の内容ということなので、我々がお答えする話ではないわけでございますけれども、若干補足しますと、関連する国内制度がちゃんと整備されているのかということ、これは放射性廃棄物安全条約に加入してそれに関連するということで、釈迦に説法ですけども、放射性廃棄物安全条約自身は、如何に放射性廃棄物等を安全に管理していくかということの詳細に決めている条約ですので、それに基づいてちゃんと制度整備しているかというのを内閣府の方で

確認されるという風には想像しておりますけども、この点は政府の役割ということであり
ます。

二つ目と三つ目ですけれども、我々のポツの二つ目、情報について、ホスト国の法規制
等に沿って、プロジェクト実施主体等によって、作成・公開・協議が行われるものと理解
と、これは当然行われるという風に思っているわけですが、ホスト国、プロジェク
ト実施主体等によって行われることですが、我々としては三つ目ともこれが結び付いてお
りまして、実際に情報が適切に住民に対して公表され、住民参加等が適切に実施されるか、
これは確認をしていきたいという風に思っております。詳細は、指針の案において、我々
としてお示しをできればという風に思っております。以上です。

【司会】 はい。ありがとうございます。それでは御意見のある方いらっしゃいますでし
ょうか。それでは御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。それでは項目の8番につ
きまして、まず NGOの方々をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

【FoE Japan 満田】 8番についてです。原子力事故は国境を超えた影響をもたらす恐れ
があるので、立地当該国のみならず、影響を受けると考えられる隣接国の国民も、プロジ
ェクトの原子力固有の問題を含めた環境影響評価ならびに設置許可手続に参加する機会を
持つべきであるという提言でございます。

参考例として、エスポー条約、国境を超えた影響をもたらす恐れのあるプロジェクトの
環境影響評価に関する条約でございますが、影響を受ける可能性のある国の国民の環境影
響評価の参加と情報公開に関する義務が定められていますが、同様の措置を取るべきだろ
うという提言でございます。以上です。

【司会】 ありがとうございます。それでは産業界の方お願いします。

【日本電機工業会 笹子】 産業界といたしましては、原子力事故の国境を超えた影響に
関しては、国際的なコンセンサスとして、原子力の安全に関する条約により緊急事態計画
の策定と情報の提供が規定されており、原子力事故の早期通報に関する条約により、提供
される情報等の詳細が規定されております。情報の具体的な内容については、これらの規
定に沿って当該国政府が策定されるものと理解しております。以上です。

【司会】 ありがとうございます。それでは、JBIC・NEXI よろしく申し上げます。

【日本貿易保険 佐藤】 はい。日本貿易保険の佐藤と申します。よろしくお願いいたし
ます。項番8につきまして、私の方から JBIC・NEXI の考え方ということで御説明させてい
ただければと思います。

提言の内容について、近隣国への情報提供ということについてなんですけれども、こちらに記載させていただいておりますが、産業界の方からも御紹介のあった、原子力の安全に関する条約、それから先ほど出てまいりました、使用済燃料管理および放射性廃棄物管理の安全に関する条約、こういったものに従って、必要に応じてプロジェクト実施国の政府レベルで対応されるものという風に理解しております。

お手元にもしかしたら無いかもしれないので、ちょっと事例として御紹介させていただきます。例えば、原子力安全条約第 17 条というのがございますけれども、こちらの方には、近隣にある締約国の領域に及ぼすおそれのある安全上の影響について、当該締約国が独自に評価することを可能とするため、当該締約国がそのような影響を受けるおそれのある限りにおいて当該締約国との間で協議が行われ及び要請に応じて当該締約国に対して必要な情報が提供されること、ということが規定されております。

先ほど来、お話に出てはおりますけれども、国の安全配慮等確認手続におきまして、こういった条約への加入状況や国内の制度の整備状況等の内容を確認するということになっているという風に理解しております。

また、産業界の考え方にも述べられておりますが、原子力安全条約の他に、万が一の事故の場合の通報義務を定めた原子力事故の早期通報に関する条約、こういったものに関しても、国の安全配慮等確認手続において対応の状況が確認されるということになっております。以上でございます。

【司会】 その他、JBIC・NEXI 補足ありますか。それでは、本項目に関する御意見ございましたら、挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。それでは、御意見なり御質問という形で結構でございますがいかがでしょうか。それでは、はい、どうぞ。

【原子力資料情報室 松久保】 原子力資料情報室の松久保と申します。先般、韓国の新しい大統領ムン・ジェインさん、ムン・ジェイン政権が成立しましたけれども、ムン・ジェインさんが指摘された、古里原発 1 号の廃炉の場で、古里原発が何かしら事故が起きた場合には甚大な被害を与える可能性があるということをおっしゃってしまして、彼が言及された研究元はアメリカの環境保護団体ですね、研究員の方が発表された研究論文の中に書いてあるものなんですけども、古里原発で事故が起きた場合、風向きによっては西日本の方に大きな影響があるという風に研究論文で発表されているわけです。おそらく日本のこれまで建設されてきた原子炉は、何かしら事故が起きたときに韓国に影響があるなんていうことは特に想定されてもいませんでしたし、この早期通報、そういったことについて特に言及されていたことはなかったです。なので、明らかに原子力安全条約および原子力事故の早期通報に関する条約の内容において、日本のやってきたことが不十分であったということが明らか。それが翻って、今後 JBIC・NEXI さんが輸出案件に対して融資されると、この問題、依然としてやはり残ってくると思います。つまり、先ほど申し上げたとおり、

規制の虜になっている規制当局が策定する規制に基づいて作られる避難区域、影響の範囲、そういったものが国際的な影響を及ぼすということを過小評価することになりかねない、という風に考えているわけですね。なので、やはり元に戻ってしまうかもしれないんですけど、JBIC・NEXI さんにはぜひ実質的な審査をお願いしたいと思います。

【司会】 ありがとうございます。JBIC・NEXI、何か補足・コメントがございますか。その他いかがでしょうか。どうぞ。

【大磯エネシフト 岡部】 はい。岡部です。原発のリスクが高すぎるということで、韓国も脱原発という風なことを表明しましたけども、先月イギリスで原発新設に関して会計検査院がリスクもコストも高すぎると異議を唱えていますけれども、こういったこととか世界銀行が原発には一切融資をしないと云ってることとか、そういったことに対してどうお考えなのか、ぜひお聞かせください。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 英国については、個別のプロジェクト、あるいは特定国の話はしないということですので、特段言及は控えたいと思います。また世銀に関しては、他の国際機関もそうですし、またパイの機関もそれぞれの置かれた環境によって、どの分野を対象にするかというのはそれぞれ決まっているということだと思っております。我々は原子力についても対象ということになっていて、それについて今回情報公開についてしっかりしたもの、皆さんのお知恵を借りながら作ろうということで、こういう作業しているということでございます。立場の違いというのがあって、当然私の答えというのが十分だという風に思っただけでない可能性が高いということは分かっておりますけれども、お答えするとすればそういうことでございます。

【司会】 いかがでしょうか。それでは関連する項目で次の項目でございますけれども、項番9番、第三者機関の設置につきましてNGOの方より御意見頂戴できればと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【FoE Japan 満田】 はい。JBIC・NEXI は原子力事業の支援に当たり、その安全配慮確認を検討するため、第三者機関を設置すべきであるという提言です。趣旨としては、原発事故を二度と引き起こさないという、JBIC・NEXI としてその最大限の努力を行うという原則、また原発のリスクの大きさ、多様な配慮や多様な専門知識を有することが必要であるということを考えれば、内閣府はもとより、JBIC・NEXI のみの内部による審査では不足であるというようなことで、多様な分野の専門家や原発に関して批判的な観点を持つ有識者

も含め、第三者機関によって、当該原子力事業の安全配慮・リスク評価・情報公開の状況等について検討を行い、その結果をJBIC・NEXIの意思決定に反映させることが必要であると。当該機関における議論は透明性を高めるために、外部に公開の形で行うものとするということで提案をさせていただきました。以上です。

【司会】 ありがとうございました。それでは、産業界の方より御意見を頂戴できればと思います。

【日本電機工業会 笹子】 産業界といたしましては、安全配慮等確認についてはJBIC・NEXIが行わず、第三者である内閣府が中心となって行うものと理解しております。以上です。

【司会】 それでは最後にJBIC・NEXIからお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。国際協力銀行の大矢でございます。安全配慮等確認については、前述の安全配慮等確認の実施に関する要綱に基づいて国が実施することになっております。そういう意味では、安全ということで政府の守備範囲ですけれども、その要綱の第4条3項に記載がありますように、専門家の知見の活用という観点からは、政府は原案の作成に際して必要があると認められたときは、当該情報に関し複数の外部専門家の見解を得るということになっていると認識をしております。以上です。

【司会】 それでは、御意見及び御質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

【原子力資料情報室 松久保】 原子力資料情報室の松久保です。JBIC・NEXIさんにお伺いしたいんですけども、第三者機関というのはどういう定義で第三者機関と呼ばれてるんでしょうか。というのは、今日本政府は、原発の輸出に関して、どちらかというと推進という風な立場でいらっしゃる認識しているんですけども、その政府の一機関である内閣府が安全配慮等確認を行うことですね。そのときに、政府の立場というのは、これ一体どういう立場なんでしょうか。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 第三者機関自身は我々が提言したわけではございませんので、提言していただいた第三者機関ということについては、我々も想像しながら申し上げているわけです。ちょっと敷衍して申し上げますと、安全にかかる確認等を行うための機関で

あるとすれば、繰り返しで誠に恐縮なんですけれどもそれは政府の方の話ですから、我々における第三者機関ということではないだろうという風に思っています。

また、満田さんの口頭の補足説明の中で情報ということもおっしゃったと思います。情報に関しては、我々しっかりやる必要があると思っておりますけども、そのためには、議論を先取りしたくありませんが、後の議論になります異議申立ての枠組みというのがより適切ではないかと思っております。お答えになっているか分かりませんが以上でございます。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 ちょっとお伺いしたいんですけども、安全配慮等確認をちょっと外れても、JBICさんとしても融資を決定するに当たって、NEXIさんとしても保険付保するかどうかの判断に当たって、当然コマーシャル上のみならずテクニカルなリスク評価、さまざまな視点からのデューデリジェンスを行うと思うんですけども、そこで当然技術的評価・技術的リスク・プロジェクト遂行上のリスク評価等々は、やはり第三者といたしますか、JBICさんから見て、外注を含めてあるいは委員会を含めて何らかの形で組織するといたしますか、組成するというのが通常行われるのでしょうか。案件によってかもしれませんけども、とりわけ原子力という、非常に安全性に疑義のある非常にリスクの高い商品にどんな体制で臨むのか、デューデリジェンス、ちょっとお伺いしたい。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。我々融資をするにあたって、当然その案件を推進したい営業部というのがあります。ただ、営業部の一存で融資が決まるようなフレームワークにはなっておりません。これをチェックし牽制する審査部というところがありまして、それが非常に多くの観点からコメントし、意見を申し、チェックアンドバランスというのを効かせております。

お話の中でありました、第三者あるいは委員会等含めてということですけども、我々は意思決定の過程で、何か第三者の委員会というのは特に活用はしておりませんが、第三者ですね、これは業務委託、特に技術面については我々当然全てを知ってるわけではありませので、専門的なある分野について知見を有している方と契約を結びまして、その知見というのを活用させていただいて、それをまさにおっしゃったデューデリジェンスに活用していくということは非常に頻繁にございます。原子力のプロジェクト、仮にやる場合においても同じような形というのが想定されるのではないかなという風に思っています。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 関連して。今のお話は、営業部と審査部とのお互いに牽制し合う形というのは非常によく理解できます。ただ一つ問題は、審査部の技術者の方々がよく出向という形で、プラントメーカーなり、重機メーカーからのそういう形を

取ると、ましてや今度もし原子力の場合、原子力メーカーがもし若干絡むような場合、その出向元であるような場合は、当然利益相反等が疑われてしまうんですね。その辺をいかに排除するのかその辺のシステムが、体制、仕組みってというのはあるんでしょうか。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。当然審査部門というのは、客観的立場で案件を審査するのが役割ですので、それを達成し得るような人というのを我々の方で採用して、その人にそういうことをやっていただくということですね。そういうことでこれまでやってきているし、今後もやっていくということでございます。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 考えは理解しました。

【司会】 いかがでしょう、はい。

【NGO 阪上】 阪上です。先般の議論とちょっとかぶってしまうかもしれないんですけども。やはり言われたとおり、事実上の審査ってというのは、JBIC・NEXI さんの方でやらざるを得ないというか、その中に例えば安全に関わる項目ってというのは当然チェックをされると思うんですけども、そういったときに、建前上、安全配慮についてはもう内閣府の判断丸投げなんですっていう枠組みにしてしまうと、じゃあ実際には内閣府は具体的には中身についてはそんなにチェックはしませんから、実際本当に融資すべきかどうかという段になって、例えば審査部の方が技術者の方といろいろ相談しながら審査をしていったときに、ちょっとこの案件については安全審査上やっぱり問題があって融資が非常に困難であるというような判断を下したときに、それが建前上はもう内閣府がその点については OK を出していて、指針もない、判断基準もない、そういったときに、リスクがある中で止められないということにはならないんでしょうか。今この枠組みで動いてしまうと、その辺、非常に懸念するんですけど。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 必ずしも御質問を正しく理解したかわかりませんが、安全の部分というのは政府がやるということでございます。安全ではないんですけども、プロジェクトというのが当初事業者、そして、我々が想定したような形で、ちゃんと完工し、オペレーションをやり、要は回っていくと。加えて、ちゃんとバイアブルであると。コストが安全で増えるという話もありましたけれども、増えた上でなおバイアブルと、そういった点を金融機関としてしっかり確認をしていくということでございます。その確認が、内

閣府が要綱に基づき安全配慮等確認をやることによって、何か阻害されるという風には特段思っておりません。

【司会】 はい、どうぞ。

【筒井】 審査機能が本当に効くんだろうかっていう疑問を率直に持つんですけれども。政府がインフラ輸出という政策を掲げて、内閣府がその中心で働いていると思うんです、具体的には。そうすると、そういうところがこれをやるうとって、紙の上だけで単純なチェックをするってというのは、それはほとんど先ほど来言われてるように、きちんとした審査にならないんじゃないかという風に単純に思います。だから、そこにチェック機能を依存してる。要するに、推進主体にチェック機能が依存してるっていうこと自体が問題ではないかという、単純な質問です。

【司会】 ありがとうございます。匿名を御希望ということでしょうか。

【筒井】 筒井と申します。すみません。

【司会】 ありがとうございます。それでは、JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。筒井さんから非常に大事な御指摘をいただいたと思っておりますので、その点、オペレーションにおいて十分注意しながらやっていく必要があるかなと思っております。これまでも政府というか国としてやらなきゃいけないミッション、課題というのを我々は与えられてきた。アジア通貨危機後のオペレーションだとか、あるいは広い意味でインフラ支援ということで政府の方から期待を持っていただいて、我々業務をしております。

そういう中で金融機関としてのデューデリジェンス、これをおろそかにしてはいけないということで、これまで我々自身、その辺自戒を持ちながら審査というのをやってきております。特に大きい焦げ付き、あるいは焦げ付きが多発することによって赤字を招くということなくオペレーションをやってきております。ただ、御指摘いただいた点というのは非常に大事だと思っておりますので、これまでの実績ということに甘んじるというか慢心してしまうことなく、注意しながらオペレーションをやっていく必要があるかなという風に思っております。

【司会】 はい、どうぞ。

【NGO 阪上】 たびたびすみません。一言だけ。内閣府なんですけども、経緯としてはも

ともと原子力安全保安院がやっていた中身を、原子力規制委員会、規制庁が断って結局内閣府になって。内閣府っていうのは実態は何なのかっていうのは、そこは大体プロジェクトごとにいろんな省庁からその関係者が集まって事を動かしていくっていうところで。そこで、規制庁、規制委員会からの出向者がいるのかどうか分かりませんが、多分主体となるのは、経産省の資源エネルギー庁関係かなと思うんですけど、どちらにする技術的な内容を含めて、おそらく日本で産業界とかあるいは電力業界とか、いわゆるどちらかという推進の立場で技術的な部分を担っているところを除いて、第三者的に技術的な内容を含めたチェックができるのは、原子力規制庁、規制委員会において他に無いと思うんですよ。内閣府だから第三者ですっていうのは、ちょっとそれは実態としても違っていると思いますので。そういう意味ではちょっとこういう枠組みで動いて、自分たちは気を付けますからと言われても、やっぱりそこが全体が分かるようなシステム、しかもきちんと文章で明記されているような形で判断基準っていうのは作って動いてかないと、それはそのつもりであっても実際にはそうはならなくて、また最悪の事態が起こってはいけないと思いますので。ちょっとその辺は総合的にもう一度ぜひ考え直していただきたいというのが1点です。

【司会】 はい。ありがとうございました。JBIC・NEXI から補足なりコメントがございましたら。

【国際協力銀行 大矢】 はい。今の件は内閣府が行う安全配慮等確認に関するものなので、私が評価するのは則を超えてると思いますが、一応書かれてる政府のドキュメントを読むことでお許しいただければと思うんですけども、平成27年10月6日にこの要綱が出されたときに、内閣府の紙として、総合的な事務調整を担う内閣府を中心とした、より中立性・透明性の高い合議体において、安全配慮等確認を行うことが適当、ということが述べられています。これも見解の相違で、阪上さん、それでも足りないということかもしれませんが、政府としてはより中立性を高めた形で、このオペレーションができていくという認識を示しているということは、内閣府さんもこの場にはいない中で欠席裁判になるのも良くないので補足をさせていただきたいと思います。

【司会】 ありがとうございました。いかがでしょうか。どうぞ。

【原子力資料情報室 松久保】 ありがとうございます。原子力資料情報室の松久保です。質問です。たしか去年、国際協力銀行の法律が改正されて、リスク融資枠が設けられた。確か3,000億円とかだったと思うんですけど、2,000億円か3,000億円だったと思うんですけど、おそらく原発の融資に当たってもそういうインフラ輸出に関するそういう枠が一部使われるんじゃないかなと想像しているんですけども、そういったときに先ほど来皆

さん懸念を示されてる通りですね、特に原発 40 年、60 年と長期にわたる融資案件になると思いますので、そういったリスクをちゃんと管理できるのかどうか、すごくそれを懸念しております。その辺り、新しく作られるそういう風な融資枠だと思うんですけど、そういったところのリスク管理、いったいどういう風に今後やっていくのかを JBIC さんにお伺いしたいと思います。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 はい。まず、特別業務という風に言っておりますけれども、これは特定の案件だとか特定のセクターを念頭に置いているものではございません。加えまして、ちょっと誤解がある。松久保さんが誤解とかじゃなく、一般に誤解がある向きもあるので説明したいのですが、いわゆる収支相償ですね、我々が御融資をして、我々返済を受けるわけですが、全体として我々が融資をした特別業務全体の勘定において、我々がもらう金利と我々が調達で支払う金利と、それから事務コスト、これがちゃんとペイするような形ということが前提になっています。何か非常にリスクが高く、お金が返ってくる見込みがない案件、これでアセットを積み上げれば当然収支相償にはなりませんので、収支相償を達成するような形でこの特別業務もオペレーションしていくということになっています。

【司会】 はい。いかがでしょうか。それでは項番の 10 モニタリングにつきまして、まず NGO の方から御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

【FoE Japan 満田】 提言の内容としては、審査の過程で明らかになった原子力固有の問題や情報開示、住民協議に関するモニタリングを行うべきである。趣旨としては、融資決定後、審査の段階で確認した要件がその後満たされているかどうかを確認する必要があるということで、他機関の例としては、米国輸出入銀行は原子力施設や使用済み燃料貯蔵施設等の施設の中、もしくは付近にモニタリング施設の設置を求め、当該国の規制機関および環境機関への定期的なモニタリング結果の提出を求めているですとか、あるいは IFC のパフォーマンススタンダードの中に、モニタリングアンドレビューの項目があるというような事例がございます。以上です。

【司会】 はい。ありがとうございました。それでは産業界、御意見をいただきたいと思っております。

【日本電機工業会 笹子】 日本電機工業会の笹子と申します。産業界といたしましては、原子力を新規に導入する国においては、プロジェクトの進捗に応じて情報公開の仕組みが

構築され、段階的に実行されていくと考えられることから、重要な項目についてはモニタリングを適切に行うことが望ましいという風に考えております。以上です。

【司会】 はい。ありがとうございます。それでは、JBIC・NEXI お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 はい。日本貿易保険の佐藤でございます。項番 10 について、JBIC・NEXI の考え方ということで御説明したいと思っております。この項番 10、モニタリングということなんですけれども、この論点の議論において関連しますが、項番の 4 番、情報公開と住民協議というところで議論させていただいた項目にも関連いたします。そのときに議論させていただきましたのが、原子力固有の問題に関する情報について、ホスト国の法規制等に沿って、プロジェクト実施主体等によって、作成・公開・協議が行われるものと理解しており、ということで、JBIC・NEXI は情報公開と住民参加が適切になされているかの確認を行うことを検討、という風に御説明をさせていただいたかと思っております。

また、そのときに産業界の皆さんからは、今回モニタリングについてコメントいただいている内容と概ね同様の内容なんですけれども、プロジェクトの進捗に応じて情報公開が進められるという点を踏まえて、段階的なフォローアップが必要という風な御意見もいただいているところでございます。こういった点を踏まえて JBIC・NEXI としては、公的信用付与後に、原子力固有の問題に関する情報の、プロジェクトの実施主体による作成・公開・協議のうち、重要な項目についてモニタリングを行っていくという風に考えております。以上でございます。

【司会】 はい。それでは、本項目につきましての御意見、御質問のある方は挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

【戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション 山口】 山口と言いますけれども、今の JBIC・NEXI さんの回答で、作成・公開・協議の状況のうち、重要な項目につきモニタリングを行うことを検討するという風には言われたんですけども、ちょっともう 1 回、どういうことを具体的に考えられておるのか、お聞きしたいと思います。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 御質問ありがとうございます。重要な項目についてのモニタリングということで、具体的にというか、もう少しどんな感じなのかということの御説明をということかと思っております。まずプロジェクトに関しての安全確保ということと、それから事故時の対応、それと放射性廃棄物の管理ということが重要なポイント、質問主意書の中でも述べられている重要なポイントだという風に認識しておりまして、これに関連する主

要な情報だとか文書、こういったものが私ども意思決定の後に公開されるというようなことがありましたら、それをフォローアップしていくということを考えているということでございます。

【司会】 いかがでしょうか。よろしいですか。それではどうぞ。

【FoE Japan 満田】 FoE Japan の満田です。安全そして事故時の対応、放射性廃棄物に関して、公開されればフォローアップということなんですが、公開されなかったらフォローアップしないという意味でしょうか。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 はい。御質問ありがとうございます。公開されればフォローアップということではなくて、JBIC さんでは融資期間、我々では保険の期間に、通常の案件でもモニタリングということをやっておりますけれども、それを公開だとか情報公開だとかの状況について、事業者さんの方に適宜確認をするというような手続になるんじゃないかと思っておりますが、詳細は今後議論させていただくということかと思っております。

【FoE Japan 満田】 JBIC・NEXI さんとしては、この指針を本当に情報公開というものに限りたいということとはよくよく理解したんですが、いずれにしても、例え情報公開の指針にするとしても、どういう内容を情報公開をするのか、その情報公開されている内容が十分であるのかどうかというのは問われてくると思うんです。何でしょうか。情報公開の状況について確認すると、何かたくさん出てくるんですが。情報公開していますとか、全て事業者がやっている情報公開についてこういうことについて情報公開していました、ってというような確認だったら全然確認としての意味をなさないと言いますか。情報公開の部分についても、住民にとって必要な情報が開示されているかというのは、その内容を見なくてはそれが十分かどうかは判断できないと思うんですね。そういうコメントをさせていただきます。

【司会】 JBIC・NEXI お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 はい。御質問ありがとうございます。すみません、私の回答が多少舌足らずだったところもあったかとは思いますが、プロジェクト実施主体が、ただ単に公開するってということではなくて、実際には、住民との協議などもなされることになります。で、フォローアップというものは、作成だとか公開、それから協議の状況といったものを確認していくというようなことになるかと考えております。

【司会】 御意見、御質問いかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、最後にJBIC・NEXI より補足すべき点等ございましたらお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 どうも皆さん、本日はありがとうございました。次回のコンサルテーション会合については、引き続きこの論点整理表に基づいて議論していきたいと思っております。次回は、早ければ7月末にもという風に思っておりますけれども、日程が確定したらホームページにアップするとともに、皆さんに御連絡させていただきたいと思っております。

次回会合をやる前までに、我々のスタンス、今日項番 10 まで終わりましたが、後ろの11以降、これについてもアップしていきたいという風に思っています。補足は以上です。

【司会】 以上で第6回コンサルテーション会合を終了することとさせていただきます。本日は、お忙しい中、お暑い中、長時間御参集いただきましてありがとうございました。

(了)